

2. 第三号研修会(特定の者対象)

1. 研修目的

居宅及び障害者支援施設等において安全かつ適切に喀痰吸引等が実施できる介護職員等を養成するために省令第三号研修(特定の者対象)を実施します。

当研修で実地研修を行った特定の利用者に対し、受講した特定の行為に限り実施することができます。

《第三号研修(特定の者対象)の特定行為の種類について》

次の行為の内、対象とする特定の人の必要とする行為を実地研修として修了を目的とするもののうち、介護職員等が行うことが許容される特定の者への次に該当する特定の喀痰吸引等の行為

(1) たんの吸引(①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部、④人工呼吸器装着者への喀痰吸引)

・口腔内・鼻腔内について、咽頭の手前までを限度とする

(2) 経管栄養(⑤胃ろう又は腸ろう、⑥経鼻経管栄養)

・胃ろう・腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、定期的に看護職員が行う。

2. 研修対象者

居宅及び障害者(児)施設等(医療機関を除く)で福祉サービスに従事している介護職員及び介護福祉士、障がい者(児)サービス事業所、特別支援学校の教員、保育士で、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者

表2 特定の者対象研修対象施設・事業所種別

利用者区分	事業所種別
高齢者	・ 訪問介護事業所
	・ 訪問入浴介護事業所
	・ 通所介護事業所
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所
	・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所
	・ 夜間対応型訪問介護事業所
	・ 認知症対応型通所介護事業所
	・ 認知症対応型共同生活介護事業所
	・ 複合型サービス事業所
障がい者	・ 居宅介護事業所
	・ 重度訪問介護事業所
	・ 他障害福祉サービス事業所

※担当する指導看護師がおり、実地研修を行えることが必要です。指導看護師がない場合は、当振興会が実施する指導者養成研修を受講していただきます。

※指導看護師とは施設・事業所で実地研修の指導・評価をする看護師のことで、喀痰吸引等研修指導看護師講習会等の受講修了者です。

3. 研修日時、会場

(公社) かながわ福祉サービス振興会では開催いたしません。

第三号研修については、次の登録研修機関がございますので、ご受講を希望される場合には、該当する研修機関までお問合せください。

研修機関名	連絡先	住所	開催予定時期(会場)
一般社団法人 地域連携在宅看護研究会	Tel/FAX 046-277-5632	大和市つきみ野 2-6-5-403	随時 (受講事業所内)
特定非営利活動法人 フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会	Tel: 045-311-8742 FAX: 045-324-8985	横浜市神奈川区沢渡 4-2 県社会福祉会館内	未定 (外部会議室)
株式会社ヒューマンエデュカル 研修事業部	Tel:046-884-9030 FAX: 046-884-9031	横須賀市久里浜 4-19-3 加藤ビル 101	4月、7月、1月 (横須賀久里浜方面)
一般社団法人 横浜市青葉区メディカルセンター	Tel:045-910-5570 FAX: 045-910-5571	神奈川県横浜市青葉区荏田北 3-8-6	適宜 (研修事業所内)
社会福祉法人キャマロード	Tel:045-937-6071 FAX: 045-937-6062	横浜市緑区青砥町 220-1	4月~5月 (研修事業所内)
社会福祉法人 十愛療育会 横浜療育医療センター	Tel:045-352-6551 FAX: 045-352-9241	横浜市旭区市沢町 557-2	7月~8月 (研修事業所内)
株式会社マザーライク	Tel:045-730-6520 FAX: 045-277-5063	神奈川県横浜市南区井土ヶ谷中町 44-3-102	適宜 (研修事業所内)
有限会社ホームケア ひまわり訪問看護ステーション	Tel:045-532-1112 FAX: 045-352-1221	神奈川県横浜市港北区新羽町 1659 フラッシュビル 2階	未定 (研修事業所内)

なお、当振興会の三号研修実施の際に配布しました資料をご提供しますので、第三号研修の講義受講後に行う現場演習や実地研修を実施の際には、次の資料をダウンロードし、ご参考にされてください。

[資料：第三号研修手順書「黒犬のぼんた君」](#)